	NA.
	1 被告らは、原告に対して、連帯して 次の金員を支払え。
	金5万 円
請求	☑上記金額に対する   □上記金額の内金 円に対する
の 趣 旨	<ul> <li>【□上記金額に対する</li> <li>□上記金額の内金</li> <li>円に対する</li> <li>【□平成 □令和 年 月 日 から支払済みまで</li> <li>年3% の割合による金員</li> <li>2 訴訟費用は、被告らの負担とする。</li> <li>との判決(☑及び仮執行の宣言)を求めます。</li> </ul>
――紛争の要点 (請求の原因)	「脳響水(のうきょうすい)」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年(2010年)1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操(のうきょうたいそう)」に由来する(甲1)。脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクタン(galactan)」である(甲2)。関係者は、「ガラクタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見いだし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年(2013年)12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年(2014年)1月28日以降、訂正が始まった。 原告は、関係者からの要望で、平成22年(2010年)3月から半年間、一方の被告1の産業戦略部の出先機関、茨城県産業技術イノベーションセンターに「ガラクタン」の分析を依頼した(甲3)。しかし、被告1は、当該成分を検出できない不適切な試験を実施し、かつまた、誤った説明も行っていた。被告1を指導したのが、国の研究機関であるもう一方の被告2である。被告1の試験は、里芋のぬめりの主成分であるペクチン性多糖「アラビノガラクタン(AG)」ではなく、植物全般に普遍的に含まれるごく微量の糖タンパク質成分「アラビノガラクタンプロテイン(ACP)」の検出であった。実際、ACPがかろうじて検出されたのは最初の一回限りであった(甲4)。被告1はその理由について、「煮詰め」るというその製造方法ゆえに「ガラクタン」がその構成糖「ガラクトース(脳糖)」に分解されてしまったせいだと誤った説明をしていた。AG、ACP共々、加熱調理では分解されない。問題発覚後、原告は、被告らに抗議したが、被告らは未だミスを認めておらず、訂正活動にも一切協力していない(甲5)。よって、原告はその責任を問うため、被告らに対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。
添付書類	甲1:脳響水とそのネーミングについて(2012年9月、2013年3月) 甲2:脳響水をめぐる報道について(2012年2月26日、2011年12月19日) 甲3:『日本農業新聞』の記事(2010年7月19日) 甲4:被告A作成の試験結果一覧(2014年5月) 甲5:被告Aからのメール(2013年1月27日)